

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行について（通知）

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、令和 6 年 4 月 24 日に公布され、その改正の趣旨及び主な内容については、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布等について（通知）」（令和 6 年 4 月 24 日付け社援発 0424 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）により通知したところであり、本日から施行される。

また、改正法の施行に伴い、関係法令として、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 6 年政令第 375 号。以下「整備政令」という。）が令和 6 年 12 月 13 日に、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 43 号。以下「整備省令」という。）及び生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針（令和 7 年厚生労働省告示第 133 号。以下「指針」という。）が令和 7 年 3 月 31 日に別添 1 のとおり公布又は告示されており、本日から施行又は適用される。その趣旨及び改正内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 整備政令について

改正の趣旨及び主な内容については、別添 2 「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（通知）」（令和 6 年 12 月 13 日付け社援発 1213 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照すること。

第 2 整備省令について

1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令 16 号。以下「困窮法施行規則」という。）、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「保護法施行規則」という。）及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「社福法施行規則」という。）について必要な規定の創設や改正等を行うもの。

2 主な内容

(1) 困窮法施行規則の一部改正（第1条関係）

① 生活困窮者住居確保給付金の支給要件等

※生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給の詳細については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」、「住居確保給付金の支給に係る事務の手引き」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」等を参照すること。

ア 困窮法第3条第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める事由（困窮法施行規則第3条の2（新設）関係）

○ 改正法により生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮法」という。）第3条第3項第2号が新設され、収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる生活困窮者が住居確保給付金の支給対象者として追加された。

○ 上記の「収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由」については、困窮法施行規則第3条の2を新設し、「世帯収入額（※1）が、当該個人と同一の世帯に属する者の死亡（※2）又は個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等により著しく減少（※3）した場合」と定めるものとしたこと。

※1 世帯収入額：個人及び当該個人と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額。以下同じ。

※2 夫婦のうち一方が死亡した場合や、生計を一にしていた者が死亡した場合等を想定。

※3 「著しく減少」について、収入減少前は、その時点の収入や貯蓄等によって継続的に生計の維持が可能であったが、収入の減少によって、食費や公共料金などの日常生活に必要な費用の捻出が困難になり、その状態が継続することで生計の維持が困難となる程度に収入が減少した場合等を主に想定している。一方で、主たる生計維持者の収入の多寡や減少額のみならず、世帯の人数や主たる生計維持者以外の収入の有無や多寡等も勘案する必要があることから、一律の数値基準は設けないこととし、各自治体において各世帯の個別の事情を勘案した上で該当性を判断いただきたい。

イ 困窮法第6条第1項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者（困窮法施行規則第10条関係）

○ 困窮法第6条第1項においては、「都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち困窮法第三条第三項各号に掲げるもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）」に対して住居確保給付金を支給するものとされており、「当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働

省令で定めるもの」については、困窮法施行規則第 10 条各号においてそれぞれ要件を定めている。

- 困窮法施行規則第 10 条第 1 号においては、経済的に困窮する要因となった事由の発生からの期間に関する要件を定めており、同号イ及びロにおいて、当該生活困窮者が経済的に困窮する要因となった事由に応じてそれぞれ当該要件を定めている。今般、困窮法施行規則第 3 条の 2 を新設することに伴い、困窮法施行規則第 10 条第 1 号ハを新設し、当該生活困窮者が困窮法施行規則第 3 条の 2 に規定する事由に該当する場合の当該要件を、「申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から起算して 2 年を経過していない者」とするものとしたこと。
- 困窮法施行規則第 10 条第 2 号においては、当該生活困窮者がどの時点でその属する世帯の生計を主として維持していた者であるかという点についての要件を定めており、同号イ及びロにおいて、当該生活困窮者が経済的に困窮する要因となった事由に応じてそれぞれ当該要件を定めている。今般、困窮法施行規則第 3 条の 2 を新設することに伴い、当該生活困窮者が同条に規定する事由に該当する場合については当該要件を申請日の属する月時点とするものとしたこと。
- 困窮法施行規則第 10 条第 3 号においては、申請日の属する月における当該生活困窮者の属する世帯の収入が基準額及び賃貸する住宅の家賃の額の合算額以下である旨を要件として規定している。当該生活困窮者が困窮法施行規則第 3 条の 2 に規定する事由に該当する場合についても同様の要件を基本とするが、当該生活困窮者が同条に該当する場合であって①現在持家である住宅や実家、友人宅等に居住している場合又は②住居を持たない場合については、当該要件のうち「賃借する住宅の一月当たりの家賃の額」については、①ローンの返済や固定資産税、火災保険料等の持家の維持確保に係る費用や実家・友人宅等での居住のために支払っている費用②ネットカフェ利用料などの居所の確保に係る費用をもってこれに代えることとするため、困窮法施行規則第 10 条第 3 号ロを新設し、その旨を規定するものとしたこと。
- 困窮法施行規則第 10 条第 5 号においては、当該生活困窮者が離職をした場合又は困窮法施行規則第 3 条に規定する事由に該当する場合に求職活動を行うことを要件として定めている。当該生活困窮者が困窮法施行規則第 3 条の 2 に規定する事由に該当する場合においては、当該要件は課さないこととするが、当該要件は当該生活困窮者の自立を促進するために設けているものであるところ、当該生活困窮者が同条に規定する事由に該当する場合においては、当該要件の代わりに、生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）又は生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）における家計に関する相談支援（※ 1）を受け、以下のいずれかに該当することが認められることを要件とするものとしたこと。
 - (i) 転居に伴い家賃（※ 2）が減額し家計全体の支出の削減が見込まれることから転居が必要であり、かつ、そのための費用の捻出が困難であること
 - (ii) 転居に伴い家賃は増額するが、転居に伴いその他支出の減額により家計全体の支出の削減が見込まれることから転居が必要であり、かつ、そのための費用

の捻出が困難であること

- ※1 家計相談には専門的な知識・経験等が求められる場合があることから、家計改善支援事業を実施している自治体の場合は、原則として家計改善支援事業を利用すること。家計改善支援事業を実施していない自治体の場合は、家計改善支援事業を実施するまでの間については、自立相談支援事業における家計に関する相談支援において家計改善支援事業と同様の支援が実施される場合に、転居費用の支給（困窮法施行規則第11条第1項第2号の規定による住居確保給付金の支給をいう。以下同じ。）を可能とする。
- ※2 当該生活困窮者が持家である住宅や実家、友人宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に係る費用の月額

ウ 住居確保給付金の額等（困窮法施行規則第11条関係）

- 困窮法施行規則第11条においては、住居確保給付金は一月ごとに支給する旨及びその額について定めている。
- 生活困窮者が困窮法施行規則第3条の2に規定する事由に該当する場合の住居確保給付金の額等については、困窮法施行規則第11条第1項第2号を新設し、転居に要する費用（住宅扶助基準に基づく額の3倍の額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）を、転居の際に支給する旨を定めるものとしたこと。なお、当該「別に厚生労働大臣が定める額」については、自治体が厚生労働大臣に情報提供し、その情報提供を受けて、厚生労働大臣において特別基準額の設定を判断する。

エ 住居確保給付金支給申請様式の改正（困窮法施行規則第13条関係）

- 困窮法施行規則第13条において、住居確保給付金の支給を受けようとする者は生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第1号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて都道府県等に提出することとされている。
- 転居費用の支給についても生活困窮者住居確保給付金支給申請書の提出を求めることとするため、様式第1号の2を新設するとともに、困窮法施行規則第13条について、家賃相当額の支給（困窮法施行規則第11条第1項第1号の規定による住居確保給付金の支給をいう。カにおいて同じ。）の申請を行う場合は様式第1号、転居費用の支給の申請を行う場合は様式第1号の2に添付書類を添えて提出する旨を規定するものとしたこと。

オ 再支給の制限（困窮法施行規則第16条関係）

- 困窮法施行規則第16条において、住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、原則的には再度の支給を制限する旨が規定されている。例外的に再支給が可能とされている場合は以下のとおり。
 - ・解雇（当該個人の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主都合による離職
 - ・困窮法施行規則第3条第1号に掲げる事由（当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）により経済的に困窮した場合（住居確保給付

金の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合に限る。)

- ・ 困窮法施行規則第3条第2号に掲げる事由により経済的に困窮した場合（住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合に限る。）
- ・ 困窮法施行規則第12条第2項に規定する場合
- 上記のとおり、住居確保給付金の支給対象となる、離職や困窮法施行規則第3条各号に掲げる事由により再度経済的に困窮した場合については再支給制限の例外としていることから、困窮法施行規則第3条の2の新設に伴い、同条に掲げる事由により経済的に困窮した場合（当該個人又は同一世帯に属する者の責めに帰すべき理由又は当該個人又は同一世帯に属する者の都合によるものを除く。）についても再支給制限の例外とするものとしたこと。

カ 代理受領等（困窮法施行規則第17条関係）

- 困窮法施行規則第17条においては、住居確保給付金の受給者が居住する住宅の賃貸人は、住居確保給付金を代理受領し、賃料に係る債務の弁済に充てるものとする旨を定めている。当該取扱いは家賃相当額の支給に係るものであったところ、転居費用の支給の開始に伴い、当該費用の支給に際しては、初期費用に相当する分（※）として賃貸人に支払う費用に限り、同様の取扱いとするものとしたこと。

② 困窮法第3条第6項第2号に規定する地域居住支援事業を実施する期間の柔軟化（困窮法施行規則第8条の2関係）

- 困窮法第3条第6項第2号に掲げる事業（以下「地域居住支援事業」という。）の利用期間については、困窮法施行規則第8条の2において、1年を超えない期間と定めているところである。
- 今般、改正法により、生活困窮者居住支援事業（以下「居住支援事業」という。）のうち困窮法第3条第6項第1号に掲げる事業（以下「シェルター事業」という。）及び地域居住支援事業のうち必要と認める事業を努力義務化するなど、居住支援事業の強化を行った。この一環として、支援期間についても、本人の状況に応じて1年を超えた期間にわたる支援を実施することを可能とするものとしたこと。また、その判断に当たっては、都道府県等が、本人の心身の状況、地域社会とのつながりを有することができるか否か、地域居住支援事業による見守りに代えて地域での見守り体制が構築されているか等を勘案することとし、また、支援を行う期間については、これらの状況を勘案して都道府県等が定めることができるものとしたこと。

※地域居住支援事業の実施期間についての詳細は「居住支援事業の手引き」第Ⅲ章の「1-4 地域居住支援事業の実施期間」を参照すること。

③ 生活困窮者自立相談支援事業を委託することができる者（困窮法施行規則第9条関係）

- 自立相談支援事業を委託することができる者については困窮法施行規則第9条

において定められている。今般、改正法により困窮法第3条第2項第1号が改正され、同事業において居住に関する支援を行う旨が明確化されたことを踏まえ、同事業を住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）に委託することができる旨を困窮法施行規則第9条において明確化（※）するものとしたこと。

※従来も一部の居住支援法人については困窮法施行規則第9条に基づき受託が可能であったが、今回の改正により受託可能な主体として明確に位置づけることとしたもの。

- ④ 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に実施する体制を確保する方法（困窮法施行規則第18条の2（新設）関係）
- 改正法により、困窮法第7条第4項において、自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）及び家計改善支援事業の実施に当たっては、政令で定める方法により、これらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うこととされた。
 - 上記方法については生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）第1条第3号において、「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業）並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法として厚生労働省令で定める方法」とされている。このため、困窮法施行規則第18条の2を新設し、その方法として以下アからエまでの方法を規定するものとしたこと。エの方法により一体的に実施する場合については、国庫補助協議において具体的な内容を確認し適当と認められる場合に国庫補助することとなる。詳細については国庫補助協議の際に改めて示すこととする。
 - ア 困窮法第3条第2項第3号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）に基づく支援の開始後に、家計改善支援事業に従事する者及び就労準備支援事業に従事する者が自立相談支援事業に従事する者と緊密に連携し、支援対象者に対する支援の実施状況及び支援対象者の状態等に関する情報を共有するとともに、当該情報を活用して支援を行う体制を確保する方法
 - イ 自立支援計画に基づく支援を開始した後において、就労準備支援事業に従事する者及び家計改善支援事業に従事する者並びに自立相談支援事業に従事する者が、それぞれの事業に相互に参画する体制を確保する方法
（各事業における面談等に必要に応じて相互に同席することが可能な体制を確保すること等を想定している。）
 - ウ 就労準備支援事業に従事する者及び家計改善支援事業に従事する者が、支援対象者による他の事業又は福祉サービスその他の支援の利用が望ましいと認める場合に、当該支援対象者を自立相談支援事業に従事する者につなぎ、自立相談支援事業において関係機関との連絡調整を行う体制を確保する方法

(生活困窮者自立支援制度の他事業や、生活困窮者自立支援制度以外の制度やサービス(インフォーマルな支援等を含む)に、自立相談支援機関を経由して確実につなぐことができる体制を確保すること等を想定している。)

エ その他就労準備支援事業及び家計改善支援事業並びに自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法

なお、上記アからエまでの方法については、これらのいずれかの方法のみによることを求めるものではなく、少なくとも1つの方法によることを求める趣旨であることから、上記アからエまでの方法のうち複数の方法によることも当然に認められる。

⑤ その他所要の規定の整備を行うものとしたこと。

(2) 保護法施行規則の一部改正(第2条関係)

○ 改正法第3条により、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第55条の10第1項第2号に被保護者就労準備支援事業が、第4号に被保護者地域居住支援事業が、それぞれ新たに任意事業として規定された。

被保護者就労準備支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施期間について、保護法施行規則第18条の15及び第18条の16第1項において、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業及び地域居住支援事業と同様、原則1年を超えない期間としたこと。

また、被保護者地域居住支援事業に関し、被保護者に対して供与する「現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜」の内容について、保護法施行規則第18条の16第2項において、生活困窮者自立支援制度の地域居住支援事業と同様、「訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援」としたこと。

○ 改正法第3条の規定により保護法第55条の11が新設され、保護の実施機関は同条第1項に規定する特定被保護者の情報を同項に規定する特定被保護者対象事業を実施する都道府県等に通知することができるとされた。

特定被保護者について、保護法施行規則第18条の17において、「①その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなる者が相当程度見込まれる者、②保護の実施機関が被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業を実施していない場合であって、特定被保護者対象事業の利用が必要であると保護の実施機関が認める者、③被保護者就労準備支援事業等を実施している場合において、特定被保護者対象事業の利用が特に必要であると保護の実施機関が認める特段の事情がある者」としたこと。

(3) 社福法施行規則の一部改正(第3条関係)

- 改正法により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）第 106 条の 4 第 2 項第 2 号に基づく事業（参加支援事業）として行う便宜の供与として、「現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」が明示されたことに伴い、社福法施行規則第 34 条の 4 に規定する、社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものに「住居の確保に関する援助」及び「地域社会との交流促進」を加えるものとしたこと。
- 改正法により、社福法第 106 条の 4 第 4 項が新設され、市町村が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うことが努力義務とされたことに伴い、社福法施行規則第 34 条の 6 に規定する、社福法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号に基づく事業（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）として行う厚生労働省令で定める便宜に「現在の住居において安定的に居住を続けるために必要な情報の提供及び助言」を加えるものとしたこと。
- その他、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うものとしたこと。

第 3 指針について

1 制定の趣旨

改正法により困窮法の一部が改正され、厚生労働大臣は、就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住支援事業（以下「3事業」と総称する。）の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、3事業の実施に必要な体制の整備に関する指針を公表するものとされた。

これを受け、指針を策定した。なお、指針の策定に伴い、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善事業の適切な実施等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 343 号）は廃止する。

2 主な内容

3事業については、生活困窮者の生活困窮状態からの脱却に向けて、その収入及び支出の両面並びに生活の基盤である住まいの面から生活を安定させるための支援を行う重要な事業であるところ、生活困窮者の居住地にかかわらず支援を受けることが可能となるよう体制を整備することが必要である。このため、指針では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の全ての福祉事務所設置自治体における実施並びに居住支援事業の実施率の向上に向けた方法を示すとともに、3事業の支援の質の向上に向けた事業実施の方法等を示すものとしたこと。

また、都道府県は、困窮法に基づく各事業が適切かつ円滑に行われるよう、管内の福祉事務所設置自治体に対する支援を行う責務を有することから、当該支援を行うに当たっての留意点等についても示すものとしたこと。

さらに、国も、困窮法に基づく各事業が適切かつ円滑に行われるよう、福祉事務所設置自治体に対する支援を行う責務を有することから、各福祉事務所設置自治体の状況把握や事例等の情報提供を行うものとしたこと。

(1) 3事業の全国的な実施等

① 3事業の立上げ等に当たっての考え方

ア 3事業のいずれか又は全てを実施していない自治体においては、自立相談支援事業を実施する機関を始めとした関係機関等と連携し、事業の実施に係るニーズや地域資源の状況について適切に把握を行うこと。

イ 支援ニーズやマンパワー・地域資源の不足等の事情を抱える自治体についても、以下のような地域の実情に応じた柔軟な方法による実施や、地域資源を活用した方法による実施も考えられることから、これらの方法によることも含め、3事業の実施については積極的に検討を行うこと。

また、現在事業を実施している自治体においても、持続的な事業運営を行うために以下のような方法に移行することも考えられる。

(i) 複数市等や複数都道府県等、広域的な事業の実施体制を整備すること。(なお、その場合でも事業の実施主体はあくまで市等又は都道府県であって、事業実施の判断は個別に行われるべきである。)

(ii) 特定曜日のみの実施や巡回による実施、自立相談支援事業等の困窮法に基づく各事業の実施体制を活用した支援、居住支援事業における委託料の実績払い(事業の実施者(委託により実施する場合に限る。)が生活困窮者の宿泊のための施設を借り上げる場合に、当該施設の利用の実績に応じて委託料を支払う方法)など、ニーズの多少に応じた実施方法により、限りある人員や予算で効率的に実施すること。

(iii) 障害サービスの事業者、消費生活相談の実施者、居住支援法人等に事業を委託するなど、地域資源との連携により事業を実施すること。

② 都道府県による支援

都道府県は、単独での事業の実施が困難な市や福祉事務所設置町村に対して事業実施に向けた支援を行うことが必要であり、その方法として、具体的には、管内の市や福祉事務所設置町村に対する好事例の共有や事業の広域的な実施に向けた調整、管内の地域資源の開拓等が考えられる。

(2) 3事業における支援の質の向上

① 3事業と自立相談支援事業との連携に当たっての考え方

ア 就労準備支援事業及び家計改善支援事業と自立相談支援事業の一体的な実施

改正法による改正後の困窮法第7条第4項において、就労準備支援事業又は家計改善支援事業(以下「両事業」という。)を行うに当たっては自立相談支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとされた。

これらの事業を一体的に実施するための具体的な方法については、以下のような例が考えられる。このような方法により効率的な制度の運用及び支援を実施すること。なお、両事業及び自立相談支援事業の一体的な実施に当たっては、以下の全ての方法によらなければならないものではない。

- (i) 自立相談支援機関による相談対応や自立支援計画の作成に当たり、両事業の支援員も参画し、きめ細かな課題の洗い出しや情報提供及び助言、多角的な支援方針の検討を行う。
 - (ii) 支援開始後も、両事業と自立相談支援事業の支援員同士が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有し、その後の支援に活かすほか、相互に支援に参画する。
 - (iii) 両事業における支援を行う中で、支援対象者が他の事業又は関連施策による支援を利用することが望ましいと考えられる場合に、自立相談支援事業を経由してその支援につなぐことが可能な連携体制を確保する。
 - (iv) 困窮法に基づく支援会議又は支援調整会議等を活用して情報共有等を行う。
- イ 居住支援事業及び自立相談支援事業の連携
- 居住支援事業及び自立相談支援事業の実施に当たっても両事業の連携は重要であり、その具体的な内容は以下のとおりである。
- (i) 住居を持たない生活困窮者に対し、シェルター事業により衣食住に係る支援を行うとともに、自立相談支援事業と連携して就労等に向けた支援を実施する。
- ロ 住居を有するものの居住に困難を抱える者に対して自立相談支援事業による相談支援を行うとともに、地域居住支援事業（困窮法第3条第6項第2号に掲げる事業）により居住を安定して継続するための支援を実施する。
- ハ 居住支援事業を行う中で、支援対象者が他の事業又は関連施策による支援を利用することが望ましいと考えられる場合に、自立相談支援事業を経由してその支援につなぐことが可能な連携体制を確保する。

② 生活困窮者を3事業の利用につなげる取組に当たっての考え方

福祉事務所設置自治体は、潜在的な生活困窮者を3事業につなげるため、困窮法第8条第1項の規定に基づき、関係機関及び関連施策との連携、支援会議の開催、居場所としての地域住民相互の交流を行う拠点との連携並びに訪問等により、生活困窮者の積極的な把握（アウトリーチ）に努めること。また、同条第2項の規定に基づき、その所掌事務に関する業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨に努めること。

③ 関連機関等との連携及び地域づくりに当たっての考え方

生活困窮者自立支援制度の基本理念である「包括的な支援」の実現のため、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、インフォーマルな支援を含む関連事業と連携しながら支援を行うことや、困窮法に基づく事業による支援の終了後も地域全体で継続的に必要な支援を行うことが重要である。また、生活困窮者に対する自立相談支援事業等の利用勧奨等に努めるため、都道府県等の各所掌事務の担当部局や関係機関との連携体制の構築を図ること。なお、連携に当たっては、他制度において支援に当たる者等による支援会議及び支援調整会議への参画や、各事業の支援員による他制度における会議体等への参画も有効である。特に、居住支援に当た

っては、地域における住まいに関する専門機関と連携しながら住まいの確保につなげることが必要であることから、住宅確保要配慮者居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）への参画等を通じた居住支援関係者との連携を図りたい。さらに、地域における支援のため、日頃から地域資源を把握し、関係を構築することも重要である。特に、就労準備支援事業においては、関係機関等とともに、地域における就労先や就労体験先の開拓にも努めること。

④ 特定被保護者に対して 3 事業を活用して支援を行うに当たっての考え方

改正法により、3 事業について、改正法による改正後の保護法第 55 条の 11 第 1 項に規定する特定被保護者もその対象に追加した。これを踏まえ、福祉事務所設置自治体の生活困窮者自立支援制度の担当部局及び生活保護の担当部局の間においては、あらかじめ、特定被保護者の受入れ方法等について取決めを行うこと。また、特定被保護者による事業の利用開始後も、都道府県等及び保護の実施機関の間で十分に連携し、保護の実施機関は継続的に支援に関与すること。

⑤ 委託先選定に当たっての考え方

事業の質の維持や継続性確保のため、事業の委託先の選定に当たっては、以下のような内容に留意すること。

ア 事業の継続性の確保や支援の質の向上を図る観点から、複数年度にわたる契約を行うことも考えられること。

イ 価格のみならず、事業内容や支援実績、支援員等の処遇に係る状況、生活困窮者自立支援制度を始めあらゆる制度や地域の実情への理解の状況等を踏まえて選定を行うことが望ましいこと。その選定方法としては、例えば、企画提案等による評価プロセスを経て選定を行うこと等も考えられる。

なお、事業の委託先が替わった場合においては、生活困窮者に対する支援が途切れること等のないよう、福祉事務所設置自治体においては、事業者間での適切な引継ぎのフォロー等、必要な支援を行うことが必要である。

⑥ 都道府県による研修及び支援手法に関する助言等を通じた支援員等の資質の向上等の支援に当たっての考え方

支援に当たる支援員等の資質の向上等のため、都道府県は研修事業の積極的な実施を行うこと。また、管内における、市等の圏域を超えた関係性作り（支援困難事例に関する支援手法の共有など）に対する支援や、情報共有の推進、事業実施者や支援員等に対するヒアリング・助言の実施等に努めること。

また、これらの支援を行うに当たり、中間支援組織（事業実施者やその支援員等の連携によるネットワークであって、個別の事業実施者や支援員に対するサポート等を行う組織）を立ち上げること等も考えられる。

○厚生労働省令第四十三号
 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
 令和七年三月三十一日
 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
 （生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正）
 厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助）

第二条 法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、同号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるために必要な援助とする。

（法第三条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事由）

第三条 法第三条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二（略）

（法第三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事由）

第三条の二 法第三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事由は、個人及び当該個人と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が、当該個人と同一の世帯に属する者の死亡又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等により著しく減少した場合とする。

（法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第四条 法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における世帯収入額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までのいずれかの月である場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

改 正 前

（法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助）

第二条 法第三条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に係る状況把握、同号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるために必要な援助とする。

（法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二（略）

（新設）

（法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第四条 法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

ロ（略）

ロ（略）

(法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)
第六条 法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者居住支援事業の利用を申請した日(以下この号において「申請日」という。)の属する月における世帯収入額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ (略)

二 (略)

(法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間)

第八条の二 法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の同号に掲げる事業を利用しようとする者の状況を勘案して都道府県等が必要と認める場合にあつては、当該状況を勘案して都道府県等が定める期間とすることができる。

(法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第八条の三 法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助(第十一条第一項第一号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給(以下「家賃相当額の支給」という。))を除く。)、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

(法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

第九条 法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立的かつ効率的に実施することができる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 社会福祉法人

二 一般社団法人又は一般財団法人

三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第二条第一項に規定する消費生活協同組合(同法第十条第三項に規定する消費生活協同組合にあつては、同項ただし書の行政庁の承認を受けたものに限る。)

四 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

五 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)第二条第一項に規定する労働者協同組合

六 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第一百十二号)第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人(前各号に該当するものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県等が適当と認めるもの

(法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)
第六条 法第三条第六項第一号に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者一時生活支援事業の利用を申請した日(以下この号において「申請日」という。)の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ (略)

二 (略)

(法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間)

第八条の二 法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。

(法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第八条の三 法第三条第六項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

(法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

第九条 法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立的かつ効率的に実施することができる者であつて、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第二条第一項に規定する消費生活協同組合(同法第十条第三項に規定する消費生活協同組合にあつては、同項ただし書の行政庁の承認を受けたものに限る。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七十八号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)第二条第一項に規定する労働者協同組合その他都道府県等が適当と認めるものとする。

(新設)

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)
 第十條 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者であること。

イ 離職の場合(第三条の二に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。)又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年(当該期間に、疾病、負傷、育児その他道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年)を経過していない者

ロ (略)
 ハ 第三条の二に規定する場合 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から起算して二年を経過していない者

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ (略)
 ロ 第三条第二号又は第三条の二に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

三 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる要件を満たす者であること。

イ 離職の場合又は第三条に規定する場合 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。ロにおいて同じ。)を合算した額以下であること。
 ロ 第三条の二に規定する場合 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること。

四 (略)
 五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる要件を満たす者であること。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)
 第十條 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条、第十二条第一項及び附則第五条において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年(当該期間に、疾病、負傷、育児その他道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかった者については、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年)を経過していない者

ロ (略)

(新設)

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ (略)
 ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること。

四 (略)

五 公共職業安定所又は職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等

イ 離職の場合又は第三条に規定する場合 公共職業安定所又は職業安定法（昭和二十二年

法律第四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会を増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもつて、当該求職活動に代えることができる。

ロ 第三条の二に規定する場合 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの事由により新たな住居の確保が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

(1) 新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額。(2)において同じ。）が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

(2) 新たな住居の確保に伴う生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、新たな住居の確保に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

(生活困窮者住居確保給付金の額等)

第十一条 生活困窮者住居確保給付金の額等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 離職の場合又は第三条に規定する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）を、一月ごとに支給する。

イ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

ロ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

二 第三条の二に規定する場合 新たな住居の確保に要する費用（新たに確保する住居が所在する市町村（特別区を含む）における住宅扶助基準に基づく額に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）を、新たな住居の確保の際に支給する。

2 前項第一号ロの規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間（第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間）に限り、当該取組を行うことをもつて、当該求職活動に代えることができる。

(生活困窮者住居確保給付金の額等)

第十一条 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

一 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（次号において「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

二 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

2 前項第二号の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

(生活困窮者住居確保給付金の支給期間等)

第十二条 都道府県等は、家賃相当額の支給を受けようとする者が、申請日において第十一条第一号イ又はロ、第二号イ又はロ、第三号イ、第四号及び第五号イのいずれにも該当する場合は、三月間家賃相当額の支給を行う。ただし、支給期間中において家賃相当額の支給を受ける者が同条第二号イ又はロ、第三号イ、第四号及び第五号イのいずれにも該当する場合であつて、引き続き家賃相当額の支給を行うことが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2 都道府県等は、前項の規定により家賃相当額の支給を受ける者が、疾病又は負傷により第十条第五号イの要件に該当しなくなった後、二年以内に同条第二号イ又はロ、第三号イ、第四号及び第五号イの要件に該当するに至り、引き続き家賃相当額の支給を行うことが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、家賃相当額の支給を行う。この場合において、支給期間は合算して九月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。

(生活困窮者住居確保給付金の支給手続)

第十三条 家賃相当額の支給を受けようとする者については、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第一号)、第十一条第二号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者については生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第一号の二)に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対する就労支援)

第十四条 都道府県等は家賃相当額の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援(以下この条及び次条第一項において「就労支援」という)を行うものとする。

2 (略)

(生活困窮者住居確保給付金の不支給)

第十五条 家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、行わない。

2 家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であつて、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときには、行わない。

(再支給の制限)

第十六条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く)その他事業主の都合による離職、第三条第一号に掲げる事由(当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く)、第三条の二に掲げる事由(当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の責めに帰すべき理由又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の都合による離職又は休業等を除く)若しくは第三条第二号に掲げる事由により経済的に困窮した場合(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限る。)又は第十二条第二項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給期間等)

第十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第十条各号のいずれにも該当する場合は、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号(第一号を除く)のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2 都道府県等は、前項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、疾病又は負傷により第十条第五号の要件に該当しなくなった後、二年以内に第十条各号(第一号を除く)の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金を支給する。この場合において、支給期間は合算して九月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。

(生活困窮者住居確保給付金の支給手続)

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第一号)に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対する就労支援)

第十四条 都道府県等は生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援(以下この条及び次条第一項において「就労支援」という)を行うものとする。

2 (略)

(生活困窮者住居確保給付金の不支給)

第十五条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。

2 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であつて、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときには、支給しない。

(再支給の制限)

第十六条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く)その他事業主の都合による離職、第三条第一号に掲げる事由(当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く)若しくは同条第二号に掲げる事由により経済的に困窮した場合(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限る。)又は第十二条第二項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

(代理受領等)

第十七条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者(以下この条において「受給者」という。)が居住する又は居住しようとする住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金(第十一条第一項第二号の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給については入居に要する費用に相当する分に限る。)を受領し、その有する当該受給者の賃料(入居に要する費用に相当する分を受領した場合に入居に要する費用)に係る債権の弁済に充てるものとする。ただし、受給者が次の各号に定める方法により当該受給者が居住する住宅の賃料又は入居に要する費用を支払うこととなっている場合であつて、都道府県等が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 三 (略)

(令第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める方法)

第十八条の二 生活困窮者自立支援法施行令(平成二十七年政令第四十号)第一条第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 法第三条第二項第三号に規定する計画(次号において単に「計画」という。)に基づく支援を開始した後において、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者(当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業に従事する者。以下この条において同じ。)が、生活困窮者自立相談支援事業に従事する者と緊密に連携し、支援の対象である生活困窮者(以下この条において「支援対象者」という。)に対する支援の実施状況及び支援対象者の状態等に関する情報を共有するとともに、当該情報を活用して支援を行う体制を確保する方法

二 計画に基づく支援を開始した後において、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者並びに生活困窮者自立相談支援事業に従事する者が、それぞれの事業に相互に参画する体制を確保する方法

三 生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者が、支援対象者による法第七条第一項若しくは第二項に規定する事業又は福祉サービスその他の支援の利用が望ましいと認める場合に、当該支援対象者を生活困窮者自立相談支援事業に従事する者につなぎ、生活困窮者自立相談支援事業において、法第三条第二項第一号の規定に基づき、関係機関との連絡調整を行う体制を確保する方法

四 前各号に掲げるもののほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業(当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業)並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法

(代理受領等)

第十七条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者(以下この条において「受給者」という。)が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。ただし、受給者が次の各号に定める方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であつて、都道府県等が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 三 (略)

(新設)

様式第一号(第十三条関係)(表面)

(様式1-1) (表面)

様式第一号を次のように改める。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第1号の規定による支給)					
フリガナ					
①氏 名					
②生年月日	西暦	年	月	日	満()歳
③電話番号					
申立事項	④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 離職又は則第3条第1号に規定する場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	2. 則第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
西暦 年 月 日					
都道府県等の長 殿				申請者氏名	

様式第一号（裏面）

（様式1-1）（裏面）

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条第2項の規定に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用 語）

- 「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。
- 「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。
- 「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。
- 「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。
- 「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。
- 「特定地方公共団体」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいいます。
- 「職業紹介事業者」とは、職業安定法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいいます。

様式第一号の二(第十三条関係)(表面)

(様式1-1)(表面)

様式第一号の次に次の様式を加える。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第2号の規定による支給)					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日	西暦	年	月	日	満()歳
③電話番号					
申立事項	④則第3条の2に規定する場合であること				
	収入が著しく減少した時期				
	同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況				
	⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること				
	世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
	住居の家主等				
	喪失するおそれのある住居の家賃等の額				
	現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等				
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
西暦 年 月 日					
都道府県等の長殿					申請者氏名

様式第一号の二（裏面）

（様式1-1）（裏面）

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

（用 語）

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第3条第3項に規定する「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第4条第3項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

第二條 (生活保護法施行規則の一部改正)
生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(法第五十五条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

第十八条の十五 法第五十五条の十第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、生活の状況その他の同号に規定する被保護者就労準備支援事業(第十八条の十七第二号において単に「被保護者就労準備支援事業」という。)を利用しようとする者の状況を勘案して保護の実施機関が必要と認める場合にあつては、当該状況を勘案して保護の実施機関が定める期間とすることができる。

(法第五十五条の十第一項第四号の厚生労働省令で定める期間及び便宜)

第十八条の十六 法第五十五条の十第一項第四号の厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の同号に規定する被保護者地域居住支援事業(次条第二号において単に「被保護者地域居住支援事業」という。)を利用しようとする者の状況を勘案して保護の実施機関が必要と認める場合にあつては、当該状況を勘案して保護の実施機関が定める期間とすることができる。

(新設)

2 法第五十五条の十第一項第四号の厚生労働省令で定める便宜は、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする。

(新設)

(法第五十五条の十一第一項の厚生労働省令で定める者)

第十八条の十七 法第五十五条の十一第一項の厚生労働省令で定める者は、被保護者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(新設)

一 その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなるものが相当程度見込まれる者

二 前号に掲げる者のほか、保護の実施機関が被保護者就労準備支援事業、法第五十五条の十第一項第三号に規定する被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業(次号において「被保護者就労準備支援事業等」という。)を実施していない場合において、法第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者対象事業(次号において単に「特定被保護者対象事業」という。)の利用が必要であると当該保護の実施機関が認める者

三 第一号に掲げる者のほか、保護の実施機関が被保護者就労準備支援事業等を実施している場合において、特段の事情があり、特定被保護者対象事業の利用が特に必要であると当該保護の実施機関が認める者

第三條 (社会福祉法施行規則の一部改正)
社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(法第百六条の四第二項第二号に規定する社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるもの)

第三十四条の四 法第百六条の四第二項第二号に規定する社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(法第百六条の四第二項第二号に規定する社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるもの)

第三十四条の四 法第百六条の四第二項第二号に規定する社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四条第三項に規定する支援関係機関(以下「支援関係機関」という。)と民間団体との連携による支援体制の下、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の活動の機会の提供を行うこと、訪問による必要な情報の提供及び助言を行うこと、宿泊場所の供与、住居の確保に関する援助、地域社会との交流の促進、学習の援助、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行うことその他社会参加のために必要な支援を行うこと

一 法第四条第三項に規定する支援関係機関(以下「支援関係機関」という。)と民間団体との連携による支援体制の下、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の活動の機会の提供を行うこと、訪問による必要な情報の提供及び助言を行うこと、宿泊場所の供与、学習の援助、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行うことその他社会参加のために必要な支援を行うこと

二 (略)

二 (略)

(法第百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜)
第三十四条の六 法第百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、現在の住居において安定的に居住を続けるために必要な情報の提供及び助言その他継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯を包括的かつ継続的に支援するために必要な支援とする。

(法第百六条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める者)
第三十四条の九 法第百六条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める者は、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の重層的支援体制整備事業を実施する市町村内において重層的支援体制整備事業を適切に実施することができる当該市町村が認めるものとする。

(法第百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜)
第三十四条の六 法第百六条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯を包括的かつ継続的に支援するために必要な支援とする。

(法第百六条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める者)
第三十四条の九 法第百六条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、地域における福祉に資する事業について実績を有する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の重層的支援体制整備事業を実施する市町村内において重層的支援体制整備事業を適切に実施することができる当該市町村が認めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省告示第百三十三号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第六項の規定に基づき、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針を次のように定め、令和七年四月一日から適用することとしたので、同項の規定により、公表する。なお、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針（平成三十年厚生労働省告示第百四十三号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図るための体制の整備等に関する指針
 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの多様な状況に応じた支援を行うことが必要であるところ、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号。以下「法」という。）第七条第一項において、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。）を設け置する町村（以下「都道府県等」という。）は、生活困窮者及び特定被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。）に対し就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う生活困窮者就労準備支援事業並びに生活困窮者及び特定被保護者に対し収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付等のあっせんを行う生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者に対する宿泊場所の供与及び食事の提供等の便宜の供与並びに生活困窮者及び特定被保護者に対する訪問による必要な情報の提供及び助言等の便宜の供与を行う生活困窮者居住支援事業のうち必要があると認められるものを行うよう努めることとされている（以下生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業を「三事業」と総称する。）。

三事業については、生活困窮者の生活困窮状態からの脱却に向けて、その収入及び支出の両面並びに生活の基盤である住まいの面から生活を安定させるための支援を行う重要な事業であるところ、三事業の対象となる生活困窮者は都道府県等の人口の多少を問わず存在することから、その居住地にかかわらず生活困窮者が必要な支援を受けることが可能となるように体制を整備する必要がある。
 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号。以下「改正法」という。）により、厚生労働大臣は、三事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、三事業の実施に必要な体制の整備に関する指針を公表するものとされたことを受け、本指針においては、三事業の全国的な実施に向けて、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業（以下「両事業」という。）の全ての都道府県等における実施並びに生活困窮者居住支援事業の実施率の向上に向けた方法を示すとともに、三事業の支援の質の向上に向けて、両事業の効果的かつ効率的な実施のための方法並びに三事業におけるアウトリーチの強化及び特定被保護者に対する三事業を活用した支援等に関する留意点を示すこととする。

都道府県は、法第四条第二項第一号の規定により、市等（同条第一項に規定する市等を含む。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、三事業並びに子ども
 の学習・生活支援事業その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業（以下「各事業」と総称する。）が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有する。特に、三事業の全国的な実施及び質の向上を目指すに当たって、都道府県においては、当該責務及び法第十条第一項に規定する事業に基づき、広域的な見地に基づく市等に対する支援の一層の促進を行うことが期待されることから、本指針においては、都道府県が市等に対する支援を行うに当たっての基本的な考え方や方法についても示すこととする。

なお、本指針において示す事業実施の方法については、参考事例として示すものであり、都道府県等においては各々の実情に合わせた方法の個別の検討が必要であることについて留意されたい。
 また、国は、法第四条第三項の規定により、都道府県等が行う各事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う責務を有する。各都道府県等においてその実情に応じて各事業を充実させていくため、国は、都道府県等の状況を把握するとともに、都道府県等における各事業を実施するための体制の整備及び支援の質の向上に関し、具体的な事例を含む情報の提供を行うなどの支援を行う。

第一 三事業の全国的な実施等

三事業については、都道府県等によつては、支援ニーズの多少や地域資源の偏在といった個別の事情により、事業の実施が困難として実施に至っていない実態も見受けられることから、各都道府県等において三事業の実施体制の整備等を行う際の考え方について以下のとおり示す。

一 三事業の立上げ等に当たつての考え方

1 三事業のいづれか又は全てを実施していない都道府県等においては、生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）を始めとした関係機関等と連携し、三事業の実施に係るニーズ及び地域資源の状況について適切に把握を行うこと。

2 支援ニーズの少なさやマンパワーの不足、地域資源の不足等の事情を抱える都道府県等においても、三事業については、以下のような地域の実情に応じた柔軟な方法や既存の地域資源を活用した方法により実施することも考えられることから、これらの方法によることも含め、三事業の立上げについて積極的に検討を行うこと。また、既に三事業のいづれか又は全てを実施している都道府県等においても、支援実績が低調である場合やマンパワーが不足している場合等は、持続的な事業運営を行うため、以下のような方法に移行することも考えられる。

- (1) 単一の市等による事業の実施が困難である場合は複数の市等で、更に、単一の都道府県による事業の実施が困難である場合は複数の都道府県で連携する等、広域的な事業の実施体制を整備すること。なお、広域的な事業の実施体制を整備した場合であっても、事業の実施主体はあくまで個々の市等又は都道府県であつて、事業実施の判断は個別に行われるべきことに留意すること。
- (2) 特定曜日の実施や巡回による実施、生活困窮者自立相談支援事業を始めとした他の各事業の実施体制を活用した支援、生活困窮者居住支援事業における委託料の実績払い（同事業の実施者（法第七条第三項において準用する第五条第二項の規定に基づき同事業の委託を受けた者に限る。）が生活困窮者の宿泊のための施設を借り上げる場合に、当該施設の利用の実績に応じて委託料を支払う方法）など、ニーズに応じた実施方法により、限りある人員や予算の下で効率的に実施すること。
- (3) 障害福祉サービス事業を行う者、消費生活相談における家計に関する相談を行う者、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。第二の三において同じ。）等に事業を委託することも含め、これらの地域資源との連携により事業を実施すること。

二 都道府県による支援

市等では、地域資源やマンパワーの不足等の事情により、単独での事業実施が困難な場合があることから、広域自治体である都道府県においては、当該都道府県の区域内においてあまねく事業が実施されるため、市等における三事業を始めとした各事業の立上げや運営に対して積極的な支援を行うことが必要である。具体的には、以下のような方法による支援が考えられる。

- 1 管内の市等による取組状況を把握し、好事例等について管内の他の市等に共有を図ること。
- 2 事業の広域的な実施体制の整備に当たっては、都道府県が中心となつて複数の市等との間の調整を行うこと。その際、訪問等による実態の把握等を行うこと。
- 3 管内の地域資源の把握及び開拓を行い、管内の市等への共有を図ること。

第二 三事業による支援の質の向上

三事業による支援の質の向上のためには、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を提供すること、また、そのために、当該生活困窮者の抱える課題や支援のニーズに応じて、関連事業や地域資源と連携しながら支援を行うことが重要であることから、その体制整備等に当たつての考え方を以下のとおり示す。

一 三事業と生活困窮者自立相談支援事業との連携に当たつての考え方

生活困窮者の抱える複雑かつ複合的な課題への対応に当たつては、生活困窮者自立相談支援制度の中核を担う生活困窮者自立相談支援事業が中心となり、両事業と連携しながら実施する体制を確保することが必要であり、また、生活困窮者居住支援事業と連携して実施することが有効であるところ、連携に当たつての考え方を以下のとおり示す。

1 両事業及び生活困窮者自立相談支援事業の一体的な実施

両事業及び生活困窮者自立相談支援事業については、改正法により、これらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとされた。都道府県等がこれらの事業を一体的に実施することにより、事業間の相互補完的かつ連続的な支援が可能となり、生活困窮者の自立に向けた支援をより効果的かつ効率的に行うことができる。その方法については生活困窮者自立相談支援法施行令(平成二十七年政令第四十号)第一条及び生活困窮者自立相談支援法施行規則(平成二十七年厚生労働省令第十六号)第十八条の二において規定しており、地域の実情に応じた方法により一体的な実施を確保する必要があるところ、その具体例としては以下のような方法が考えられる。都道府県等はこのような方法により、効率的な制度の運用及び支援を実施すること。なお、両事業及び生活困窮者自立相談支援事業の一体的な実施に当たつては、以下の全ての方法によらなければならぬものではない。

(1) 自立相談支援機関による相談対応や法第三条第二項第三号に規定する計画(4)において「自立支援計画」という)の作成に当たり、両事業の支援員も参画し、きめ細かな課題の洗い出しや必要な情報提供及び助言、多角的な支援方針の検討等を行うこと。

(2) 支援開始後も、生活困窮者自立相談支援事業の支援員が中心となり、両事業及び生活困窮者自立相談支援事業の支援員同士が緊密に連携し、支援対象となつている生活困窮者(以下「支援対象者」という)の状態や支援の実施状況に関する情報を共有し、その後の支援に活かすこと。また、これらの事業の支援員が相互に支援に参画すること。

(3) 両事業における支援を行う中で、支援対象者が他の各事業又は福祉サービスその他の関連施策等による支援を利用することが望ましいと考えられる場合に、当該支援対象者を自立相談支援機関に誘導し、さらに、自立相談支援機関から他の支援の利用につなげることが可能となるよう、連携体制を整備すること。

(4) 支援会議(法第九条第一項に規定する支援会議をいう。二及び三において同じ。)又は生活困窮者自立相談支援事業において、個々の生活困窮者の自立支援計画の決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行う会議(三において「支援調整会議」という。)等を活用し、両事業及び生活困窮者自立相談支援事業の支援員間で情報共有等を行うこと。

2 生活困窮者居住支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業の連携

生活困窮者居住支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業の間においても、支援対象者に関する情報を共有する体制を確保すること等による連携が重要であり、その具体例としては以下のような方法が考えられる。

(1) 一定の住居を持たない生活困窮者に対して、法第三条第六項第一号に掲げる事業により衣食住に係る支援を行うとともに、生活困窮者自立相談支援事業と連携して就労等に向けた支援を実施すること。

(2) 現に一定の住居を有する生活困窮者であつて、居住に困難を抱える者に対して、生活困窮者自立相談支援事業による相談支援を行うとともに、法第三条第六項第二号に掲げる事業により居住を安定して継続するための支援を実施すること。

(3) 生活困窮者居住支援事業による支援を行う中で、支援対象者がその他の各事業又は福祉サービスその他の関連施策等による支援を利用することが望ましいと考えられる場合に、当該生活困窮者を自立相談支援機関に誘導し、さらに、自立相談支援機関から他の支援の利用につなげることが可能となるよう、連携体制を整備すること。

二 生活困窮者を三事業の利用につなげる取組に当たつての考え方

生活困窮者に対する支援の開始に当たつては、生活困窮者からの相談を前提とするのではなく、生活困窮者の状況の把握を積極的に行い、早期かつ確実に支援につなげることが求められる。都道府県等は、改正法により新設された法第八条第一項の規定に基づき、関係機関及び関連施策との連携、支援会議の開催、居場所としての地域住民相互の交流を行う拠点との連携並びに訪問等により、潜在的な生活困窮者の積極的な把握(アウトリーチ)に努めること。また、法第八条第二項の規定に基づき、その所掌事務に関する業務の遂行に当たつて生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、法に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨等に努めること。そのため、都道府県等の各所掌事務の担当部署間での日常的な連携を図ること。

三 関連機関等との連携及び地域づくりに当たつての考え方

生活困窮者自立相談支援制度の基本理念である包括的な支援のためには、複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、当該生活困窮者が抱える課題やニーズに応じて必要な支援を組み合わせることに等によりきめ細かな支援を提供するため、三事業に限つた支援を行うのではなく、各事業及び民間団体等による支援も含む関連事業と連携しながら支援を行うことや、各事業による支援の終了後も、必要な支援を地域全体で継続的に行うことが重要である。また、前述のとおり、法第八条第二項において、都道府県等の各所掌事務の担当部署間及び都道府県等と関係機関等との間の連携体制の構築を図ること。なお、当該連携に当たつては、他制度における支援員等による支援会議及び支援調整会議への参画や、各事業の支援員による他制度における会議体等への参画も有効である。特に、居住支援に当たつては、地域における住まいに関する専門機関と連携しながら住まいの確保につなげることが必要であることから、住宅確保要配慮者居住支援協議会(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。)への参画等による住宅部局及び福祉部局間の連携や、地域における住宅確保要配慮者居住支援法人との連携を図られたい。さらに、日頃から、地域において活動する様々な人材も含めた地域資源を把握し、必要に応じて連携が可能となるような関係構築を行うことも重要である。特に、生活困窮者就労準備支援事業においては、関係機関等とともに、就労先や就労体験先の開拓にも努めること。

四 特定被保護者に対して三事業を活用した支援を行うに当たつての考え方

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との間では、一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数存在するが、当該者に対する切れ目のない連続的な支援を可能とすることや、両制度の実施に当たり地域資源を有効に活用した事業内容の設計を行うことも、三事業による支援の質の向上のためには重要である。

このことから、改正法により、三事業について、その対象に特定被保護者を追加したところである。このため、改正法の趣旨を踏まえ、都道府県等の生活困窮者自立支援制度の担当部局及び生活保護制度の担当部局の間において、あらかじめ、三事業における特定被保護者の受入れ方法等について協議の上取決めを行うこと。また、特定被保護者による事業の利用開始後も、事業を実施する都道府県等及び保護の実施機関（生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。以下この四において同じ。）の間で十分に連携を図り、保護の実施機関は継続的にその支援に関与すること。

五 委託先選定に当たつての考え方

法において、各事業の実施は委託によることも可能としているところ、委託により事業を行う場合には、委託を受けた事業者が、事業の質の維持及び継続性の確保のために必要な能力を有することが必要であることから、委託先の選定に当たつては、以下のような点に留意すること。

1 契約期間について、事業の継続性の確保や支援の質の向上を図る観点から、複数年度にわたる契約を行うことも考えられること。

2 価格のみに限らず、応募事業者の事業内容や支援実績、支援員等の処遇に係る状況、制度及び地域の実情への理解の状況等を踏まえて選定を行うことが望ましいこと。例えば、企画提案等による評価プロセスを経て選定を行うこと等が考えられる。

なお、事業の委託先が替わつた場合には、事業者間で適切な引継ぎが行われるよう、必要な支援を行うこと。

六 都道府県による研修及び支援手法に関する助言等を通じた支援員等の資質の向上等の支援に当たつての考え方

三事業を含めた各事業による支援の質の向上のため、都道府県は、各事業における支援員等に対する研修の事業を積極的に実施すること。また、支援困難事例に関する支援手法の共有など、市等の圏域を超えた支援員間の関係性作りに対する支援を行うほか、情報共有の推進、事業実施者や支援員等に対する個別のヒアリングの実施による助言にも努めること。その際、事業実施者同士の連携により事業実施者や支援員等に対する支援を行う組織の立上げを行うこと等も考えられる。

社援発 1213 第 2 号
令和 6 年 12 月 13 日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令」の公布について（通知）

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、令和 6 年 4 月 24 日に公布され、その改正の趣旨及び主な内容については、「「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布等について（通知）」（令和 6 年 4 月 24 日付け社援発 0424 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）により通知したところである。

今般、令和 7 年 4 月 1 日の改正法の施行に向け、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 6 年政令第 375 号。以下「整備政令」という。）が別添のとおり公布された。その趣旨及び改正内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号。以下「困窮法施行令」という。）、生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号。以下「保護法施行令」という。）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法施行令」という。）について必要な規定の創設や改正等を行うもの。

第 2 整備政令の主な内容

1 困窮法施行令の一部改正（整備政令第 1 条関係）

(1) 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法（困窮法施行令第 1 条関係）

改正法により、生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率についてはその実施に要する費用として都道府県等が支弁する費用の 3 分の 2 に一律に引き上げられた（改正法第 1 条の規定による改正後の生活困窮者自立支援法（以下「改正後困窮法」という。）第 13 条第 3 号及び第 15 条第 2 項第 1 号）。また、これと併せて、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支

援事業の実施に当たっては、政令に定める方法により、これらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うこととされた（改正後困窮法第7条第4項）。当該生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法として政令で定める方法については、次のいずれかの方法とする。

- ① 生活困窮者自立相談支援事業のうち改正後困窮法第3条第2項第1号に掲げる事業に従事する者が同号に規定する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をするときに、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業に従事する者。以下同じ。）が参画し、これらの事業による支援の必要性を検討する体制を確保する方法
- ② 生活困窮者自立相談支援事業のうち改正後困窮法第3条第2項第3号に規定する事業に従事する者が同号に規定する計画の作成を行うときに、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者が参画し、当該計画の内容に関して同号に掲げる事業に従事する者と協議するとともに、当該計画に基づくこれらの事業による支援に関する連絡調整を行う体制を確保する方法
- ③ その他の生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業）並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法として厚生労働省令で定める方法

なお、上記①から③までの方法については、これらのいずれかの方法のみによることを求めるものではなく、少なくとも1つの方法によることを求める趣旨であることから、上記①から③までの方法のうち複数の方法によることも当然認められる。

また、上記①及び②については、すべての場合について必ず相談への同席や計画の作成をともに行うことを求めるものではなく、生活困窮者が置かれている状況や抱えている問題に応じて、①の方法においては生活困窮者自立相談支援事業における相談時から生活困窮者家計改善支援事業の支援員及び生活困窮者就労準備支援事業の支援員が同席し、それぞれの知見を活用したきめ細かな課題の洗い出しや必要な情報提供及び助言を行うことを、②の方法においては自立支援計画の策定時に生活困窮者家計改善支援事業の支援員及び生活困窮者就労準備支援事業の支援員が支援調整会議に参画し、多角的に支援方針の検討を行うことを想定しており、そのための体制を整えておくことを求めるものである。

上記③の厚生労働省令で定める方法については追って省令を改正の上、お示しする。

- (2) その他所要の規定の整備（困窮法施行令第2条から第4条まで）

2 保護法施行令の一部改正（整備政令第2条関係）

改正法第3条の規定による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「改正後保護法」という。）において新たに規定された被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業（以下「被保護者就労準備支援事業等」という。）に関し、市町村及び都道府県が支弁したこれらの事業に係る費用に対する国の補助の算定方法について、被保護者就労支援事業等に係る費用に対する国の負担又は補助の算定方法と同様の方法によることを規定する。（保護法施行令第10条第1項及び第3項関係）

3 自治法施行令の一部改正（整備政令第3条関係）

改正後保護法第81条の2（新設）では、都道府県が市町村の区域を越えた広域的な見地から調査、分析及び評価（以下「調査等」という。）を行い、市町村に対し、医療扶助及び被保護者健康管理支援事業についての効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めること、加えて、調査等の実施に関し必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な情報の提供を求めることができる旨規定している。さらに、改正後保護法第81条の3により、都道府県が市町村に必要な助言その他の援助を行うことができるものの対象として、被保護者就労準備支援事業等が加えられることとなった。

改正後保護法において新たに規定されるこれらの都道府県の事務について、都道府県から指定都市及び中核市へ権限委譲を行う大都市特例の対象外とするため、所要の規定の整備を行う。（自治法施行令第174条の29及び第174条の49の5関係）

4 施行期日等

公布日：令和6年12月13日

施行日：令和7年4月1日（改正法の施行日と同日）

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百七十五号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十一号)の施行に伴い、並びに生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第七條第四項、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第七十三條及び第七十五條第二項並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項及び第二百五十二條の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(生活困窮者自立支援法施行令の一部改正)

第一条 生活困窮者自立支援法施行令(平成二十七年政令第四十号)の一部を次のように改正する。
第三条を第四条とする。

第二条第一項中「法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業をいう。第四項において同じ。」及び「法第三条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業をいう。以下この条において同じ。」(第四項に規定する場合に該当する場合に限る。)を削り、「法第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二項中「生活困窮者家計改善支援事業(第四項に規定する場合に該当する場合を除く)」、法第三条第七項に規定する子どもの学習・生活支援事業、法第七条第二項第三号に掲げる」を「法第七条第二項に規定する」に改め、同条第三項中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第四項を削り、同条を第三条とする。
第一条第一項中「生活困窮者自立支援法(以下「法」という)を「法」に改め、同項第一号中「法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。」を削り、同条第二項中「法第三条第三項に規定する」を削り、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

第一条 事業を一体的に行う体制を確保する方法
第一条 生活困窮者自立支援法(以下「法」という)第七條第四項の政令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 法第三条第二項第一号に掲げる事業に従事する者が同号の規定により相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をするときに、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者(当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業に従事する者。次号において同じ。)が参画し、これらの事業による支援の必要性を検討する体制を確保する方法

二 法第三条第二項第三号に掲げる事業に従事する者が同号に規定する計画の作成を行うときに、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者が参画し、当該計画の内容に関して同号に掲げる事業に従事する者と協議するとともに、当該計画に基づくこれらの事業による支援に関する連絡調整を行う体制を確保する方法
三 前二号に掲げるもののほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業(当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業)並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法として厚生労働省令で定める方法

(生活保護法施行令の一部改正)

第二条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中(第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という)を削り、(同号において「被保護者健康管理支援事業」という)及び法第五十五條の十第一項を、「法第五十五條の十第一項第一号」に、「同号において「子どもの進路選択支援事業」を、「同項第二号に規定する被保護者就労準備支援事業、同項第三号に規定する被保護者家計改善支援事業及び同項第四号に規定する被保護者地域居住支援事業(第三項第一号において「被保護者就労支援事業等」に改め、同条第三項第一号中「被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業及び子どもの進路選択支援事業」を「被保護者就労支援事業等」に改める。
(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
第七十四條の二十九第一項及び第七十四條の四十九の五第一項中「裁決並びに」を「裁決、」に、「援助」を「情報の提供等並びに同法第八十一條の三の規定による援助」に改める。

附則
この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣 村上誠一郎
厚生労働大臣 福岡 資麿
内閣総理大臣 石破 茂